2 東日本大震災からの復興について

東日本大震災から1年が経過したが、震災からの復興はまだ緒に 就いたばかりであり、本格的な復興を図るためには、防潮堤や海岸 防災林の整備、災害に強い道路ネットワークの整備などに加え、東 北の災害廃棄物の広域処理など取り組むべき課題が山積している。

また、震災と原発事故の影響は、国民の生活や地域の経済活動に 想像以上に大きな影響を及ぼしており、中小企業の業況や雇用情勢 は依然として厳しい状況が続いている。

このような状況を克服し、国民の安全・安心な生活を一刻も早く 取り戻すためには、今後ともあらゆる面での国の支援が不可欠であ るので、国においては、次の事項について特段の措置を講じられた い。

1 復興交付金の柔軟な運用について

被災自治体が提出した復興交付金事業計画については、地域ごとの実情を十分に配慮の上、早期に幅広く採択すること。

また、防潮堤や海岸防災林の整備など、被災自治体が提案する 事業について基幹事業に追加するなど交付金制度の柔軟な運用を 図ること。

2 被災事業者に対する支援について

- (1) 中小企業等グループの施設復旧・整備への支援について 中小企業等の施設復旧・整備を支援するためのグループ補 助金については、中小企業等からの補助要望額が現補助枠を 大きく超過することが見込まれることから、必要額を確保す ること。
- (2) 雇用対策の推進について 被災地等における「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」事

業の円滑な推進を図るため、実施期間を延長するとともに、交付金の増額を図ること。

3 災害に強い社会資本の整備について

(1) 災害に強い道路ネットワークの整備について

高速道路は、今後予想される首都直下地震の際に緊急輸送 道路として極めて大きな役割が期待されることから、首都圏 中央連絡自動車道、東京外かく環状道路及び東関東自動車道 について一日も早く全線を開通させること。

また、高速道路を補完する直轄国道の早期整備を図ること。

(2) 災害に強い医療体制づくりについて

甚大な被害を受けた医療施設に対する財政支援措置を充実するとともに、災害時の医療体制を強化するため、医療施設の耐震・免震化の推進、災害医療の拠点となる病院の整備、自家発電装置の整備等に対する財政支援措置を充実すること。

4 東北の災害廃棄物の広域処理について

東北(岩手県・宮城県)の災害廃棄物を受け入れる場合、自治 体や民間事業者が必要とする費用を全て国が負担すること。